

福島県立医科大学看護学部履修規程

	平成18年	4月	1日	規程第82号
一部改正	平成20年	4月	1日	規程第22号
一部改正	平成20年	7月25日		規程第29号
一部改正	平成24年	9月27日		規程第36号
一部改正	平成25年	4月	1日	規程第51号
一部改正	平成26年	3月	3日	規程第69号
一部改正	平成27年	12月15日		規程第12号
一部改正	平成28年	10月26日		規程第52号
一部改正	平成29年	3月31日		規程第69号
一部改正	平成29年	11月	1日	規程第31号
一部改正	平成30年	9月18日		規程第28号
一部改正	令和元年	10月18日		規程第22号
一部改正	令和3年	3月24日		規程第47号
一部改正	令和6年	2月	7日	規程第62号

(目的)

第1条 この規程は、福島県立医科大学学則（以下「学則」という。）第21条第2項の規定に基づき、看護学部における授業科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 授業科目の名称、配当年次、単位数及び必修・選択の区別は、別表1のとおりとする。

(単位計算の方法)

第3条 授業科目の単位数は、1単位45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、学習方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習は15時間をもって1単位とする。
- (3) 実習は30時間をもって1単位とする。

(既修得単位の認定の手続等)

第4条 学則第25条に規定する既修得単位の認定（以下「既修得単位の認定」という。）を受けようとする者は、既修得単位認定申請書（所定様式）を別に定める期日までに、教育研修支援課を経由して、学部長に提出しなければならない。

- 2 学部長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、既修得単位の認定の可否についての教務委員会の意見を附し、教授会に諮り、編入学又は転入学の場合を除き、30単位を限度としてこれを認定する。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期の指定の期日までに履修届を教育研修支援課に提出しなければならない。

- 2 履修届提出後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、教務委員会において特にその事情が正当と認められた場合は、この限りではない。

(授業科目の先修条件)

第6条 授業科目のうち別表2の左欄に掲げる科目については、編入学の場合を除き、当該科目に先立って、同表の右欄で指定する科目を履修し、またはその単位を修得していなければならない。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績は、筆記試験、レポート及びその他の方法（以下「試験」という。）により評価する。なお、演習及び実習においては、平常の学習状態とともに、諸記録、レポート等を含めて総合的に評価することができる。

- 2 成績の評価は、授業科目の成績評価を行う者（複数で成績評価を行う場合は、代表して成績評価を行う者。以下「科目責任者」という。）が行った後、科目責任者が属する部門長が確認するものとする。

なお、科目責任者が看護学部の教員以外の場合は、授業科目の属する部門長が確認するものとする。

- 3 講義及び演習においては、授業科目の出席時間数が全授業時間数の3分の2未満の者は当該授業科目の試験を受けることはできない。また、実習においては、出席時間数が全時間数の5分の4に満たない場合、あるいは総合的に評価する事柄が不十分な場合、単位を認定することができない。

- 4 単位の認定は、教務委員会の議を経て、教授会が行う。

(成績評価の基準)

第8条 授業科目の成績は、100点を満点として評価し、60点以上を合格とする。

- 2 成績の評価区分と内容は次の表のとおりとする。

評価区分	評点	判定	内 容
S	100～90点	合格	学習目標を達成したと認められ、とくに優れた成績であることを示す。

A	89～80点	合格	学習目標を達成したと認められ、優れた成績であることを示す。
B	79～70点	合格	学習目標の核心部分を達成したと認められ、妥当な成績であることを示す。
C	69～60点	合格	学習目標の最低限度は達成できたと認められる成績であることを示す。
D	59～0点	不合格	学習目標の最低限度が達成できていないと認められる成績であることを示す。

3 授業科目の成績については、後日、学生に通知する。

(成績評価に関する異議申し立て)

第9条 学生は、成績評価に関し疑義等がある場合には、教務委員会に対し成績評価に関する異議申し立てをすることができる。

2 成績評価に関する異議申し立ての必要な事項は、別に定める。

(試験の欠席)

第10条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができない者は、試験開始までに教育研修支援課に連絡し、速やかに試験欠席届を提出しなければならない。

2 前項の届には、病気の場合には医師の診断書、その他の場合には理由書を添付しなければならない。

(追試験)

第11条 前条の事由により試験を欠席した者については、教務委員会においてその事情が正当と認められた場合に限って、追試験等の方法によって成績を評価することができる。

(再試験)

第12条 試験により不合格の評価を得た授業科目について、再試験を行うことがある。

2 前項の場合、成績の評価は60点を上限とする。

(試験における不正行為)

第13条 試験に関する不正行為の事実が教務委員会において確認された場合は、当該授業科目を不合格とし、懲戒については学則第34条の規定を適用する。

(進級判定)

第14条 進級判定は、1年次、2年次及び3年次において行うものとし、編入学又は転

入学の場合を除き、履修すべき必修科目の単位をすべて修得していなければ、進級することができない。

2 進級の判定は、教務委員会の議を経て、教授会が行う。

(再履修)

第15条 試験に合格しなかった者、又は試験を受けなかった者が、翌年度においてその授業科目につき単位を修得しようとするときは、原則として、再度履修届を提出し、再履修しなければならない。

(公衆衛生看護学に関する履修科目)

第16条 保健師国家試験受験資格の取得を希望する学生は、別表1に掲げる授業科目のうち、次の授業科目をすべて選択履修し、その単位を修得しなければならない。

- (1) 公衆衛生看護学Ⅰ 3単位
- (2) 公衆衛生看護学Ⅱ 3単位
- (3) 公衆衛生看護学Ⅲ 1単位
- (4) 公衆衛生看護学Ⅳ 1単位
- (5) 公衆衛生看護学実習 4単位

2 前項の授業科目(以下「公衆衛生看護学」という。)を履修できる者は40名程度とする。

3 公衆衛生看護学の履修を希望する学生には、学業成績等に基づき、教務委員会の審議を経て、学部長がその履修を許可する。

(卒業認定)

第17条 卒業は、学則第31条に定める卒業の要件を満たした者について認める。

2 前項において卒業を認められなかった者は、前項の要件を満たすまで原級に留まり、単位未修得科目を履修するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、教授会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年9月27日から施行し、平成24年4月1日より適用する。
- 2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の第14条、別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年度のカリキュラム改正に伴い、改正前の別表1の授業科目が開講されていない場合は、別表3により改正後の授業科目に読み替えることができる。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表1及び別表2の改正規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の福島県立医科大学看護学部履修規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 平成27年度以前に入学した者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、改正後の別表1の規定（助産師国家試験受験資格を得るために必要な単位数を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の授業科目が開講されていない場合は、下表により改正後の授業科目に読み替えることができる。

改正前		改正後	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
医療統計学・情報科学	2単位	保健情報演習	2単位

- 3 平成28年度のカリキュラム改正に伴い、改正前の別表1の授業科目が開講されていない場合は、下表により改正後の授業科目に読み替えることができる。

改正前		改正後	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
健康障害をもつ高齢者の看護	3単位	健康障害をもつ高齢者の看護Ⅰ	1単位
		健康障害をもつ高齢者の看護Ⅱ	2単位

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第3条、第17条、別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 ※令和6年度以降入学者用

区分	授業科目	配当年次 (学年)	単位数		備考
			必修	選択	
表現力を培う	英語Ⅰ	1	2		必修2科目(4単位)
	英語Ⅱ	2	2		
	英語Ⅲ	3		1	
	英語Ⅳ	3		1	
	フランス語	1		2	選択科目から2単位以上
	ドイツ語	1		2	
	スペイン語	1		2	
	中国語	1		2	
小 計					6単位以上
人間の理解を深める	心理学	1	1		必修2科目(2単位)
	生活と科学	1	1		
	死生観の歴史	1		1	選択科目から1単位以上
	人間関係論	1		1	
	女性学	1		1	
小 計					3単位以上
高理性を高める	倫理学	1	1		必修2科目(2単位)
	生命倫理	1	1		
小 計					2単位
論理的思考力を培う	統計学	1	2		必修2科目(5単位)
	自然科学	1	3		
	数学	1		2	
小 計					5単位以上
感性を高める	文学	1		1	選択科目から2単位以上
	美術	1		1	
	音楽	1		1	
	体育Ⅰ	1		1	
	体育Ⅱ	1		1	
小 計					2単位以上
社会の理解を深める	医療と法	4	1		必修5科目(7単位)
	医療と経済	4	1		
	社会と医療・福祉・保健	1	2		
	行政と医療・福祉・保健	1	1		
	現代社会論	4	2		
	社会と法(日本国憲法を含む)	1		2	
小 計					7単位以上
人間の身体機能と病態を理解する	人体解剖生理学Ⅰ	1	3		必修9科目(16単位)
	人体解剖生理学Ⅱ	1	2		
	生体防御学	2	1		
	生化学	1	1		
	病態栄養学	2	1		
	薬物治療学	2	2		
	微生物学	2	1		
	病理学	2	2		
	病態診断治療学	2	3		
小 計					16単位

区分	授業科目	配当年次 (学年)	単位数		備考
			必修	選択	
看護の 基本となる 科目	コミュニケーションに関する技術	1	1		必修12科目(23単位)
	看護学の基本Ⅰ	1	2		
	看護学の基本Ⅱ	1	2		
	看護技術とアセスメントⅠ	1	3		
	看護技術とアセスメントⅡ	2	3		
	看護技術とアセスメントⅢ	2	3		
	看護倫理学	2	1		
	災害看護学Ⅰ	1	1		
	疫学	2	2		
	保健情報演習	2	2		
	基礎看護学実習Ⅰ	1	1		
	基礎看護学実習Ⅱ	2	2		
	小 計				
看護実践を 支える科目	母性看護学Ⅰ	2	2		必修21科目(32単位)
	母性看護学Ⅱ	3	2		
	地域看護学Ⅰ	2	1		
	地域看護学Ⅱ	2	1		
	成人看護学Ⅰ	2	1		
	成人看護学Ⅱ	2	2		
	成人看護学Ⅲ	3	2		
	成人看護学Ⅳ	3	1		
	救急・クリティカルケア	3	1		
	エンド・オブ・ライフケア	3	1		
	小児看護学Ⅰ	2	1		
	小児看護学Ⅱ	3	3		
	老年看護学Ⅰ	2	1		
	老年看護学Ⅱ	3	3		
	精神看護学Ⅰ	2	2		
	精神看護学Ⅱ	3	2		
	在宅看護論	3	2		
	地域包括ケア論	3	1		
	家族看護論	3	1		
	感染看護学	3	1		
	医療安全学	3	1		
公衆衛生看護学Ⅰ	2		3	※保健師養成課程履修 者はすべて選択必修	
公衆衛生看護学Ⅱ	3		3		
公衆衛生看護学Ⅲ	3		1		
公衆衛生看護学Ⅳ	3		1		
小 計					32単位

区分	授業科目	配当年次 (学年)	単位数		備考
			必修	選択	
看護を統合する科目	チーム医療論	4	1		必修7科目(9単位)
	災害看護学Ⅱ	3	1		
	看護研究Ⅰ	3	1		
	看護研究Ⅱ	4	3		
	看護政策論	4	1		
	看護管理学	4	1		
	国際看護学	4	1		
	小 計				
看護の実践	地域看護学実習	2	1		必修12科目(20単位)
	急性期看護学実習	3	2		
	慢性期看護学実習	3	2		
	母性看護学実習	3	2		
	老年看護学実習	3	2		
	小児看護学実習	3	2		
	精神看護学実習	3	2		
	地域包括ケア実習Ⅰ	4	1		
	地域包括ケア実習Ⅱ	4	1		
	地域包括ケア実習Ⅲ	4	1		
	看護管理学実習	4	1		
	統合実習	4	3		
	公衆衛生看護学実習	4		4	
	小 計				
卒業要件(最低単位数)					125単位以上
【保健師国家試験受験資格を得るために必要な単位】					【137単位以上】

※保健師養成課程履修者は「公衆衛生看護学実習」選択必修

別表2 ※令和6年度以降入学者用

授業科目名	先修条件として指定する授業科目
基礎看護実習Ⅱ	「看護技術とアセスメントⅡ」を履修していること
地域看護学実習	「地域看護学Ⅰ」及び「地域看護学Ⅱ」を履修していること
急性期看護学実習	(1) 左欄の授業科目に先立って履修する下記の科目の単位を修得しておくこと 「母性看護学Ⅱ」、「成人看護学Ⅲ」、「成人看護学Ⅳ」、「小児看護学Ⅱ」、「老年看護学Ⅱ」、「精神看護学Ⅱ」 (2)「救急・クリティカルケア」、「エンド・オブ・ライフケア」、「感染看護学」及び「医療安全学」を履修していること
慢性期看護学実習	
母性看護学実習	
老年看護学実習	
小児看護学実習	
精神看護学実習	